（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1　（略）
2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第二十四号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第二十五号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
1　（略）
2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1　（略）
2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1　（略）
2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第二十六号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造業者の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
（略）
（新設）
様式第二十四号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
様式第二十五号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
（略）
（新設）
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
（略）
（新設）
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
（略）
（新設）
様式第二十六号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造業者の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）